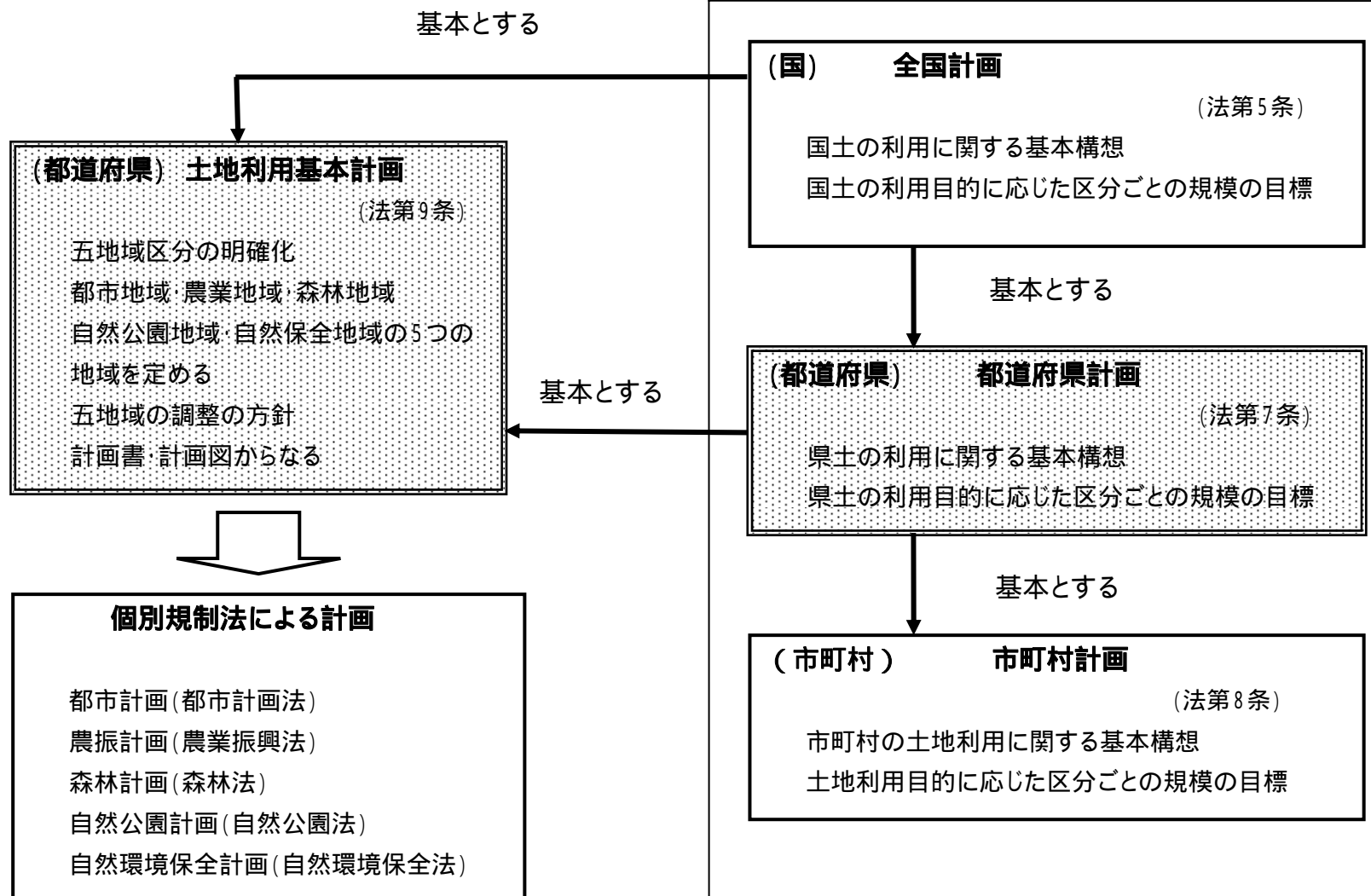


## 五地域区分の定義

- |           |  |
|-----------|--|
| (1)都市地域   | 一体の都市として、総合的に開発し整備し及び保全する必要がある地域（都市計画区域に相当）  |
| (2)農業地域   | 農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域<br>（農業振興地域に相当）  |
| (3)森林地域   | 森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域<br>（国有林、地域森林計画対象民有林に相当）                 |
| (4)自然公園地域 | 優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域<br>（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に相当）                               |
| (5)自然保全地域 | 良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。<br>（原生自然環境保全区域、自然環境保全区域、<br>都道府 県条例の自然環境保全地域に相当） |

# 国土利用計画・土地利用基本計画の体系

## 国土利用計画



## 土地利用基本計画の変更と個別規制法の変更と開発行為の許可申請

都市地域と  
「都市計画法」  
の都市計画地域

農業地域と  
「農業振興地域の整備に関する法律」  
の農業振興地域

森林地域と  
「森林法」  
の地域森林計画対象民有林

自然公園地域と  
「自然公園法」  
の国定公園・県立自然公園

自然保全地域と  
「自然環境保全法」  
の自然環境保全地域

